

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～24 略 (自動車税の種別割の税率の特例) 25 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定す	附 則 1～24 略 <u>25 自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u> (自動車税の種別割の税率の特例) 26 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定す

る電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

る電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた
場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2
(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別
表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の

項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

28 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

29 附則第27項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第62条の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）

26 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

27 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受け

に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

30 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

31 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受け

た場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)～(3) 略

28及び29 略

30 附則第28項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第25項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第28項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

31及び32 略

別表第5（附則第25項—附則第27項関係）

区分	本則税率 (円)	附則第25項	附則第26項	附則第27項
		に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)
略				

別表第6（附則第28項—附則第30項関係）

た場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)～(3) 略

32及び33 略

34 附則第32項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第26項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第32項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

35及び36 略

別表第5（附則第26項—附則第31項関係）

区分	本則税率 (円)	附則第26項	附則第27項	附則第28項
		に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)
略				

別表第6（附則第32項—附則第34項関係）

区分	標準税率 (円)	附則第25項に規定する税率 (円)	区分	標準税率 (円)	附則第26項に規定する税率 (円)
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。